事　務　連　絡

令和６年４月８日

障害福祉サービス事業者
障害者支援施設
各　　　　　　　　　　　　　　　様
障害児通所支援事業者
障害児入所施設

三重県子ども・福祉部障がい福祉課長

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害福祉サービス等における加算等の届出の期限について

障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害福祉サービス等における加算等の届出について**令和６年４月１５日まで**に届出が受理された場合に限り、４月１日に遡って、加算を算定できる取扱いとする旨案内をさせていただいたところですが、**令和６年４月中**に届出が受理された場合も４月１日に遡って、加算を算定できる取扱いを追加します。

ただし、この場合、事務処理の都合上、４月分の報酬は、６月１日から６月１０日に５月分の報酬と併せて請求をしていただき、入金が７月となることをご了承ください。

この場合、５月１日から５月１０日に４月分の請求をされないようにご注意ください。

変更後

	届出期限	報酬請求	報酬入金
	４月１５日（月）まで受理	５月１日から５月１０日	６月
追加	４月３０日（火）まで受理	６月１日から６月１０日	７月

【事務担当】
三重県子ども・福祉部
障がい福祉課　サービス支援班
電話：０５９－２２４－２２６６
ＦＡＸ：０５９－２２８－２０８５